

食料及び農業のための植物遺伝資源に関する国際条約

食料及び農業のための植物遺伝資源に関する国際条約

前文

締約国は、

食料及び農業のための植物遺伝資源が特別の性質及び他と異なる特徴を有すること並びに食料及び農業のための植物遺伝資源の問題が特有の解決策を必要とすることを確信し、

食料及び農業のための植物遺伝資源が消失し続けていることを危険な事態として受け止め、

全ての国が自国外に起原を有する食料及び農業のための植物遺伝資源に極めて大きく依存しているという点で、食料及び農業のための植物遺伝資源が全ての国の共通の関心事であることを認識し、

食料及び農業のための植物遺伝資源の保全、探査、収集、特徴の把握、評価及び資料の作成が、世界の食糧安全保障に関するローマ宣言及び世界食糧サミットの行動計画の目標の達成並びに現在及び将来の世代のための持続可能な農業開発のために不可欠であること、並びにこれらの任務を遂行するための開発途上国及び移行経済国の能力が早急に強化されることが必要であることを確認し、

食料及び農業のための植物遺伝資源の保全及び持続可能な利用に関する世界行動計画がこれらの保全及び持続可能な利用のための国際的に合意された枠組みであることを留意し、

さらに、食料及び農業のための植物遺伝資源が、作物の遺伝的な改良（農業者による選抜、古典的な植物の育種又は現代のバイオテクノロジーのいずれによるものであるかを問わない。）に不可欠な原材料であり、並びに予見することができない環境の変化及び将来の人類のニーズに適応するために不可欠であることを確認し、

食料及び農業のための植物遺伝資源の保全、改良及び提供について世界の全ての地域の農業者、特に、起原の中心にいる農業者及び多様性の中心にいる農業者が過去、現在及び将来において行う貢献が、農業者の権利の基礎であることを確認し、

また、農場で保存されている種子その他の繁殖性の素材の保存、利用、交換及び販売について、並びに食料及び農業のための植物遺伝資源の利用に関する意思決定並びにその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分への参加についてこの条約において認められる権利が、農業者の権利の実現並びに農業者の権利の国内的及び国際的な増進のための根本的な要素であることを確認し、

この条約とこの条約に関連する他の国際協定とが持続可能な農業及び食糧安全保障のために相互に補完的であるべきであることを認識し、

この条約のいかなる規定も、他の国際協定に基づく締約国の権利及び義務に変更を加えることを意味するものと解してはならないことを確認し、

このことは、この条約と他の国際協定との間に序列を設けることを意図するものではないことを理解し、食料及び農業のための植物遺伝資源の管理に関する問題が農業、環境及び商業の交錯する局面で生じていることを認識し、並びにこれらの分野の間に相乗作用があるべきであることを確信し、

世界における食料及び農業のための植物遺伝資源の多様性を保全するために過去及び将来の世代に対して締約国が有する責任を認識し、

各国が、自国の食料及び農業のための植物遺伝資源に対する主権的権利を行使するに際し、交渉によって選択された食料及び農業のための植物遺伝資源を取得することを容易にし、並びにその利用から生ずる利益を公正かつ衡平に配分するための効果的な多数国間の制度を創設することにより、相互に利益を得ることができることを認識し、

国際連合食糧農業機関憲章第十四条の規定に従い国際連合食糧農業機関の枠組みの下で国際協定を締結することを希望して、

次のとおり協定した。

第一部 序

第一条 目的

1.1 この条約は、持続可能な農業及び食糧安全保障のため、生物の多様性に関する条約と調和する方法による食料及び農業のための植物遺伝資源の保全及び持続可能な利用並びにその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分を目的とする。

1.2 1.1に定める目的は、この条約を国際連合食糧農業機関及び生物の多様性に関する条約と密接に関係付けることにより達成される。

第二条 用語

この条約の適用上、次の用語は、次に定める意味を有する。これらの用語の定義は、商品の貿易を対象とすることを意図するものではない。

「生息域内保全」とは、生態系及び自然の生息地を保全し、並びに存続可能な種の個体群を自然の生息環境において維持し、及び回復することをいい、栽培植物種については、存続可能な種の個体群を当該栽培植物種が特有の性質を得た環境において維持し、及び回復することをいう。

「生息域外保全」とは、食料及び農業のための植物遺伝資源を自然の生息地の外において保全することをいう。

「食料及び農業のための植物遺伝資源」とは、植物に由来する遺伝素材であって食料及び農業のための現実の又は潜在的な価値を有するものをいう。

「遺伝素材」とは、植物に由来する素材であって遺伝の機能的な単位を有するもの（生殖能力を有する素材及び栄養繁殖性の素材を含む。）をいう。

「品種」とは、既に知られている最下位の植物学上の一の分類群に属する植物の集合であって、他と異なる特徴その他遺伝的な特性の再現性によって特定されるものをいう。

「生息域外保持収集物」とは、収集され、自然の生息地の外において保持されている食料及び農業のための植物遺伝資源をいう。

「起原の中心」とは、植物種（栽培種であるか野生種であるかを問わない。）がその特有の性質を最初に得た地理的區域をいう。

「作物の多様性の中心」とは、生息域内状況において作物種に関する高い水準の遺伝的な多様性を有している地理的區域をいう。

第三条 適用範囲

この条約は、食料及び農業のための植物遺伝資源に関するものとする。

第二部 一般規定

第四条 一般的義務

締約国は、自国の法令及び手続をこの条約に定める義務に適合したものとすることを確保する。

第五条 食料及び農業のための植物遺伝資源の保全、探査、収集、特徴の把握、評価及び資料の作成

5.1 締約国は、国内法令に従い、かつ、適当な場合には他の締約国と協力しつつ、食料及び農業のための植物遺伝資源の探査、保全及び持続可能な利用のための総合的な取組を促進するものとし、適当な場合に

は、特に次のことを行う。

- (a) 現存する個体群における変異の状態及び程度を考慮しつつ、食料及び農業のための植物遺伝資源（利用の可能性のあるものを含む。）を調査し、その目録を作成すること、並びに実行可能な場合には当該食料及び農業のための植物遺伝資源に対する脅威を評価すること。
- (b) 食料及び農業のための植物遺伝資源の収集並びに当該食料及び農業のための植物遺伝資源であつて脅威にさらされており、又は利用の可能性のあるものに関連する情報の収集を促進すること。
- (c) 適当な場合には、農業者及び地域社会が自らの食料及び農業のための植物遺伝資源を農用地において管理し、及び保全する努力を促進し、又は支援すること。
- (d) 特に原住民の社会及び地域社会の努力を支援することにより、野生の作物近縁種及び食料生産に代わる野生植物の生息域内保全（保護地域内における保全を含む。）を促進すること。
- (e) 適切な資料の作成、特徴の把握、再生及び評価の必要性に妥当な注意を払いつつ、生息域外保全の効率的で持続可能な制度の開発を促進するために協力し、このため、食料及び農業のための植物遺伝資源の持続可能な利用を改善することを目的として、適当な技術の開発及び移転を促進すること。

(f) 収集された食料及び農業のための植物遺伝資源の生存力、変異の程度及び当初の遺伝的状态が維持されるよう監視すること。

5.2 締約国は、適当な場合には、食料及び農業のための植物遺伝資源に対する脅威を最小にし、又は可能な場合には除去するための措置をとる。

第六条 植物遺伝資源の持続可能な利用

6.1 締約国は、食料及び農業のための植物遺伝資源の持続可能な利用を促進する適当な政策上及び法律上の措置を定め、及び維持する。

6.2 食料及び農業のための植物遺伝資源の持続可能な利用には、次の措置を含めることができる。

(a) 農業に係る生物の多様性及び他の天然資源の持続可能な利用を強化する多様な農業の方法の開発及び維持を状況に応じて促進する公正な農業政策を追求すること。

(b) 農業者（特に、独自の品種を生み出し、及び利用する農業者並びに土壌の生産力の維持並びに病害、雑草及び害虫への対処において生態学上の原理を応用する農業者）の利益のため、種内及び種間の変異を最大にするにより生物の多様性を高め、及び保全する研究を強化すること。

- (c) 適当な場合には、特に開発途上国においては農業者の参加を得て、社会的、経済的及び生態学的な条件（辺境地域におけるものを含む。）に特に適応した品種を開発する能力を強化する植物の育種の努力を促進すること。
- (d) 作物の遺伝的な基盤を拡大すること及び農業者が利用することができる遺伝的な多様性の範囲を増大させること。
- (e) 適当な場合には、地域に固有の及び地域に適応した作物、品種及び十分に利用されていない種の幅広い利用を促進すること。
- (f) 適当な場合には、農用地における作物の管理、保全及び持続可能な利用に当たり、品種及び種の多様性をより広く利用することを支援すること、並びに作物のぜい弱性及び遺伝的侵食を減少させ、並びに持続可能な開発と両立する世界の食料生産の増大を促進するため、植物の育種と農業開発とを緊密に関連付けること。
- (g) 育種に関する戦略並びに品種の公開及び種子の配布に関する規則を見直し、適当な場合には修正すること。

第七条 国の約束及び国際協力

7.1 締約国は、適当な場合には、前二条に規定する活動を自国の農業及び農村の開発に関する政策及びプログラムに統合し、並びに食料及び農業のための植物遺伝資源の保全及び持続可能な利用において、直接的に又は国際連合食糧農業機関その他関連する国際機関を通じて他の締約国と協力する。

7.2 国際協力は、特に次のことを目的とする。

- (a) 食料及び農業のための植物遺伝資源の保全及び持続可能な利用に関する開発途上国及び移行経済国の能力を確立し、又は強化すること。
- (b) 保全、評価、資料の作成、遺伝資源の拡充、植物の育種及び種子の増殖を促進するための国際的な活動を強化すること、並びに第四部の規定に従い、食料及び農業のための植物遺伝資源並びに適当な情報及び技術を共有し、これらの取得の機会を提供し、並びにこれらを交換すること。
- (c) 第五部に規定する制度的な措置を維持し、及び強化すること。
- (d) 第十八条に規定する資金供与の戦略を実施すること。

第八条 技術援助

締約国は、この条約の実施を円滑にすることを目的として、二国間で又は適当な国際機関を通じて、他の締約国（特に、開発途上締約国又は移行経済締約国）への技術援助の提供を促進することに合意する。

第三部 農業者の権利

第九条 農業者の権利

9.1 締約国は、地域社会及び原住民の社会並びに世界の全ての地域の農業者（特に、起原の中心にいる農業者及び作物の多様性の中心にいる農業者）が世界各地における食料生産及び農業生産の基礎となる植物遺伝資源の保全及び開発のために極めて大きな貢献を行ってきたこと、及び引き続き行うことを認識する。

9.2 締約国は、農業者の権利が食料及び農業のための植物遺伝資源に関連する場合には、これを実現する責任を負うのは各国の政府であることに合意する。締約国は、そのニーズ及び優先順位に応じ、適当な場合には、国内法令に従い、農業者の権利を保護し、及び促進するための措置をとるべきである。当該措置には、次の事項に関する措置を含む。

- (a) 食料及び農業のための植物遺伝資源に関連する伝統的な知識の保護
- (b) 食料及び農業のための植物遺伝資源の利用から生ずる利益の配分に衡平に参加する権利

(c) 食料及び農業のための植物遺伝資源の保全及び持続可能な利用に関連する事項についての国内における意思決定に参加する権利

9.3 この条のいかなる規定も、農場で保存されている種子又は繁殖性の素材を国内法令に従って適当な場合に保存し、利用し、交換し、及び販売する権利を農業者が有する場合には、その権利を制限するものと解してはならない。

第四部 取得の機会の提供及び利益の配分に関する多数国間の制度

第十条 取得の機会の提供及び利益の配分に関する多数国間の制度

10.1 締約国は、他国との関係において、国家がその食料及び農業のための植物遺伝資源に対して有する主権的権利（食料及び農業のための植物遺伝資源の取得の機会について定める権限がその存する国の政府に属し、その国の国内法令に従うことを含む。）を認める。

10.2 締約国は、自国の主権的権利を行使するに当たり、食料及び農業のための植物遺伝資源を取得することを容易にすること並びにその利用から生ずる利益を公正かつ衡平に配分することの双方を相互補完的に、かつ、相乗効果をもたらす方法で行うため、効率的で効果的な、かつ、透明性のある多数国間の制度を設

立することに合意する。

第十一条 多数国間の制度の対象範囲

11.1 第一条に定める食料及び農業のための植物遺伝資源の保全及び持続可能な利用並びにその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分という目的を推進するため、多数国間の制度は、食糧安全保障及び相互依存関係の基準に従って作成される附属書 I に掲げる食料及び農業のための植物遺伝資源を対象とする。

11.2 11.1 に規定する多数国間の制度には、附属書 I に掲げる食料及び農業のための植物遺伝資源であって、締約国の管理及び監督の下にあり、かつ、公共のものとなっているものを全て含める。締約国は、同制度にその対象が最大限に可能な範囲で含まれることを達成するため、附属書 I に掲げる食料及び農業のための植物遺伝資源を保有する他の全ての者に対し、当該食料及び農業のための植物遺伝資源を同制度に含めるよう要請する。

11.3 締約国は、自国の管轄の下にある自然人及び法人であって、附属書 I に掲げる食料及び農業のための植物遺伝資源を保有するものに対し、当該食料及び農業のための植物遺伝資源を多数国間の制度に含めることを奨励するための適当な措置をとることに合意する。

11.4 理事会は、この条約の効力発生から二年以内に、11.3に規定する食料及び農業のための植物遺伝資源を多数国間の制度に含めることについての進捗状況を評価する。理事会は、その評価の後、当該食料及び農業のための植物遺伝資源を同制度に含めていない11.3に規定する自然人及び法人が食料及び農業のための植物遺伝資源を取得することを引き続き容易にするか、又は当該自然人及び法人に対し適当と認める他の措置をとるかを決定する。

11.5 多数国間の制度には、附属書Iに掲げる食料及び農業のための植物遺伝資源であって、国際農業研究協議グループに属する国際農業研究センターが生息域外保持収集物として保有するものを15.1(a)に定めるところにより、他の国際的な組織が保有するものを15.5の規定に従い、含めるものとする。

第十二条 多数国間の制度の下における食料及び農業のための植物遺伝資源の容易にされた取得の機会
の提供

12.1 締約国は、前条に規定する多数国間の制度の下における食料及び農業のための植物遺伝資源の容易にされた取得の機会を提供がこの条約の規定に従って行われることに合意する。

12.2 締約国は、他の締約国に対し多数国間の制度を通じて12.1に規定する容易にされた取得の機会を提供を行

うために必要な法律上その他の適当な措置をとることに合意する。このような取得の機会の提供は、11.4の規定に従うことを条件として、締約国の管轄の下にある法人及び自然人に対しても行われる。

12.3
12.2に規定する取得の機会の提供は、次の条件に従って行われる。

(a) 取得の機会が、食料及び農業に関する研究、育種及び訓練のための利用及び保全の目的のためにのみ提供されること。ただし、取得の目的に化学、医薬その他の食料及び飼料以外の分野の産業上の利用が含まれないことを条件とする。複数の用途（食料及び食料以外の用途の双方を含む。）に供される作物については、その食糧安全保障上の重要性が、当該作物を多数国間の制度に含め、その容易にされた取得の機会を提供するための決定要因であるべきである。

(b) 取得の機会が、迅速に、個々の収集物の追跡を必要とすることなく、かつ、無償で（有償の場合には、最小限の経費の額を超えない手数料で）提供されること。

(c) 提供される食料及び農業のための植物遺伝資源とともに、全ての利用可能な識別のための情報が利用に供されること、並びに当該食料及び農業のための植物遺伝資源についての説明を内容とする他の利用可能な関連情報であって秘密でないものが適用のある法令に従って利用に供されること。

(d) 受領者が、食料及び農業のための植物遺伝資源又はその遺伝的な部分若しくは構成要素であつて、多数国間の制度から受領した形態のものについて、容易にされた取得の機会の提供の妨げとなるいかなる知的財産権その他の権利も主張しないこと。

(e) 開発中の食料及び農業のための植物遺伝資源（農業者が開発している素材を含む。）の取得の機会の提供については、その開発の期間中は、開発者の裁量によること。

(f) 知的財産権その他の財産権によって保護された食料及び農業のための植物遺伝資源の取得の機会の提供については、関連する国際協定及び国内法令に従つて行われること。

(g) 多数国間の制度の下で取得され、保全される食料及び農業のための植物遺伝資源が、その受領者により引き続きこの条約に従つて同制度における利用に供されること。

(h) この条の他の規定の適用を妨げることなく、生息域内状況にある食料及び農業のための植物遺伝資源の取得の機会の提供については、国内法令又は国内法令が存在しない場合には理事会が設定する基準に従つて行われることに締約国が合意していること。

12.4

12.2 及び 12.3

の規定に基づく容易にされた取得の機会の提供は、定型の素材移転契約に基づいて行われる。

定型の素材移転契約は、理事会によって採択されるものとし、12.3 (a)、(d)及び(g)の規定、13.2 (d)(ii)に定める利益の配分に関する規定その他この条約の関連規定、並びに食料及び農業のための植物遺伝資源の受領者が当該食料及び農業のための植物遺伝資源の他の者又は団体への移転及びその後のあらゆる移転について当該定型の素材移転契約の条件が適用されることを要求する旨の規定を含む。

12.5 締約国は、定型の素材移転契約の下で生ずる義務が専らその当事者に課されることを認識しつつ、当該定型の素材移転契約の下で契約上の紛争が生ずる場合には、自国の法制度の下で、適用される管轄権に係る要件に従って訴訟を提起することができることを確保する。

12.6 締約国は、災害による緊急事態において、農業の体制の再建に寄与するため、災害救助の調整者と協力しつつ、多数国間の制度において適当な食料及び農業のための植物遺伝資源の容易にされた取得の機会を提供することに合意する。

第十三条 多数国間の制度における利益の配分

13.1 締約国は、多数国間の制度に含まれる食料及び農業のための植物遺伝資源を取得することを容易にすること自体が同制度のもたらす主要な利益であることを認識するとともに、同制度から生ずる利益がこの条

の規定に従い公正かつ衡平に配分されることに合意する。

13.2

締約国は、多数国間の制度の下にある食料及び農業のための植物遺伝資源の利用（商業上の利用を含む。）から生ずる利益が、次の(a)から(d)までに定める情報の交換、技術の取得の機会の提供及び移転、能力の開発並びに商業化による利益の配分の仕組みにより公正かつ衡平に配分されることに合意する。これらの仕組みは、定期的に見直しが行われる世界行動計画における優先的な活動の分野を考慮するものとし、理事会の指針に従って運営される。

(a) 情報の交換

締約国は、多数国間の制度の下にある食料及び農業のための植物遺伝資源に関し、特に、カタログ及び目録、技術に関する情報並びに技術的、科学的及び社会経済的な研究の成果（当該食料及び農業のための植物遺伝資源の特徴の把握、評価及び利用に関するものを含む。）を含む情報を利用に供することに合意する。当該情報は、秘密でない場合には、適用のある法令に従い、かつ、各国の能力に応じて利用に供される。当該情報は、第十七条に規定する世界的な情報システムを通じ、この条約の全ての締約国の利用に供される。

(b) 技術の取得の機会の提供及び移転

- (i) 締約国は、多数国間の制度の下にある食料及び農業のための植物遺伝資源の保全、特徴の把握、評価及び利用のための技術の取得の機会を提供し、又はその取得の機会の提供をより円滑なものにすることを約束する。締約国は、一部の技術が遺伝素材を通じてのみ移転され得ることを認識し、そのような技術及び同制度の下にある遺伝素材並びに改良された品種及び遺伝素材であって同制度の下にある食料及び農業のための植物遺伝資源の利用を通じて開発されたものについて、前条の規定に従って取得の機会を提供し、又はその取得の機会の提供をより円滑なものにする。これらの技術、改良された品種及び遺伝素材については、関連する財産権及び取得の機会の提供に関する法令を尊重しつつ、各国の能力に応じてその取得の機会を提供し、又はその取得の機会の提供をより円滑なものにする。
- (ii) 国（特に、開発途上国及び移行経済国）に対する技術の取得の機会の提供及び移転は、食料及び農業のための植物遺伝資源の利用に関する作物ごとの課題検討グループの設立及び維持並びに同グループへの参加、受領した素材に関する研究及び開発並びに商業的な合弁事業におけるあらゆる形態の連携、人的資源の開発、研究施設への効果的なアクセスその他の一連の措置を通じて実施される。

(iii) 締約国である開発途上国（特に、後発開発途上国及び移行経済国）に対する(i)及び(ii)に規定する技術（知的財産権によって保護されているものを含む。）、特に、保全において利用される技術及び開発途上国（特に、後発開発途上国及び移行経済国）の農業者のための技術の取得の機会の提供及び移転については、公正で最も有利な条件（特に多数国間の制度の下での研究及び開発における連携を通じて相互に合意する場合には、緩和された、かつ、特惠的な条件を含む。）の下に、これらを行い、又はより円滑なものにする。当該取得の機会の提供及び移転については、知的財産権の十分かつ有効な保護を承認し、及びそのような保護と両立する条件で行う。

(c) 能力の開発

締約国は、開発途上国及び移行経済国のニーズ（これらの国が多数国間の制度の対象である食料及び農業のための植物遺伝資源に関する計画及びプログラムを有している場合には、当該計画及びプログラムにおいて食料及び農業のための植物遺伝資源に関する能力の開発に与えられている優先順位により表明されているニーズ）を考慮し、次のことを優先させることに合意する。

(i) 食料及び農業のための植物遺伝資源の保全及び持続可能な利用に関する科学的及び技術的な教育及

び訓練のためのプログラムを作成し、又は強化すること。

(ii) 特に、開発途上国及び移行経済国において、食料及び農業のための植物遺伝資源の保全及び持続可能な利用のための施設を整備し、及び強化すること。

(iii) 可能な場合には、開発途上国及び移行経済国において、これらの国の機関と協力しつつ科学研究を実施すること、並びに当該機関が必要とされる分野における科学研究のための能力を開発すること。

(d) 商業化による金銭的な利益その他の利益の配分

(i) 締約国は、研究及び技術開発における連携及び協力（開発途上国及び移行経済国における民間部門との連携及び協力を含む。）を通じてこの条に規定する活動に民間部門及び公的部門を関与させることにより、多数国間の制度の下で商業上の利益の配分を達成するための措置をとることに合意する。

(ii) 締約国は、⁴12. に規定する定型の素材移転契約に、食料及び農業のための植物遺伝資源である産品であつて多数国間の制度を通じて取得した素材を組み入れたものの商業化から生ずる利益の衡平な配分としての支払をその商業化を行う受領者が³19. (f)に規定する仕組みに対して行うことを要求する規定を

含めることに合意する。ただし、当該産品が更なる研究及び育種のために制限なく他の者の利用に供される場合は、この限りでなく、この場合においては、商業化を行う受領者は、当該支払を行うことを奨励される。

理事会は、その第一回会合において、商慣行に従い、当該支払の水準、形式及び方法を決定する。理事会は、当該産品を商業化する各種の受領者について異なる支払の水準を設定することを決定することができる。理事会は、また、開発途上国及び移行経済国における小規模農家に対し当該支払を免除する必要性について決定することができる。理事会は、利益の公正かつ衡平な配分を達成するために支払の水準を随時見直すことができるものとし、この条約の効力発生から五年以内に、商業化された産品が更なる研究及び育種のために制限なく他の者の利用に供される場合にも定型の素材移転契約に定める義務的な支払の規定を適用するか否かについて評価することができる。

13.3 締約国は、食料及び農業のための植物遺伝資源の利用から生ずる利益であつて多数国間の制度の下で配

分されるものが、主として、食料及び農業のための植物遺伝資源を保全し、及び持続可能な方法で利用する全ての国（特に、開発途上国及び移行経済国）の農業者に対して、直接又は間接にもたらされるべきで

あることに合意する。

13.4 理事会は、その第一回会合において、開発途上国及び移行経済国（多数国間の制度の下にある食料及び農業のための植物遺伝資源の多様性に対する貢献が顕著であるか又は特別のニーズを有する移行経済国に限る。）における食料及び農業のための植物遺伝資源の保全のため、第十八条の規定により合意される資金供与の戦略の下で行われる具体的な援助に関連する政策及び基準を検討する。

13.5 締約国は、世界行動計画を十分に実施する能力（特に、開発途上国及び移行経済国の能力）がこの条の規定及び第十八条に規定する資金供与の戦略の効果的な実施に大きく依存することを認める。

13.6 締約国は、食料及び農業のための植物遺伝資源から利益を得ている食品加工業界が任意で利益の配分に寄与することにより多数国間の制度に貢献するための戦略の実施方法を検討する。

第五部 補完的な要素

第十四条 世界行動計画

締約国は、定期的に見直しが行われる食料及び農業のための植物遺伝資源の保全及び持続可能な利用に関する世界行動計画がこの条約にとって重要であることを認識し、同計画の効果的な実施（特に、前条の規定

を考慮しつつ、能力の開発、技術の移転及び情報の交換に関する一貫した枠組みを提供するための国内措置及び適当な場合には国際協力を通じた実施を含む。)を促進すべきである。

第十五条 国際農業研究協議グループに属する国際農業研究センターその他国際的な組織が保有する食料及び農業のための植物遺伝資源の生息域外保持収集物

15.1 締約国は、国際農業研究協議グループに属する国際農業研究センターに委託されている食料及び農業のための植物遺伝資源の生息域外保持収集物がこの条約にとって重要であることを認める。締約国は、国際農業研究センターに対し、次の条件に従って当該生息域外保持収集物に関する理事会との取決めに署名するよう要請する。

(a) 附属書 I に掲げる食料及び農業のための植物遺伝資源であって国際農業研究センターが保有するものが、第四部の規定に従って利用に供されること。

(b) 附属書 I に掲げる食料及び農業のための植物遺伝資源以外の食料及び農業のための植物遺伝資源であって、国際農業研究センターが保有するもの（この条約の効力発生前に収集されたものに限る。）が、当該国際農業研究センターと国際連合食糧農業機関との間の取決めに基づいて現在用いられている

定型の素材移転契約の規定に従って利用に供されること。この定型の素材移転契約は、国際農業研究センターと協議の上、理事会により、その第二回通常会合が終了する時まで、この条約の関連規定（特に、第十二条及び第十三条の規定）に適合するように、かつ、次の条件に従って修正される。

(i) 国際農業研究センターが、理事会が定める日程に従い、締結された定型の素材移転契約について理事会に対して定期的に通報すること。

(ii) 自国の領域内において食料及び農業のための植物遺伝資源が生息域内状況から収集された締約国が要求する場合には、当該締約国に対し、定型の素材移転契約を締結することなく当該食料及び農業のための植物遺伝資源の試料が提供されること。

(iii) 定型の素材移転契約に基づいて生ずる利益であって 19.3 (f) に規定する仕組みに支払われるものが、特に、当該定型の素材移転契約の対象である食料及び農業のための植物遺伝資源の保全及び持続可能な利用、とりわけ開発途上国及び移行経済国（特に、多様性の中心である開発途上国及び移行経済国並びに後開発途上国）における国別の及び地域的なプログラムに基づく当該保全及び持続可能な利用のために用いられること。

- (iv) 国際農業研究センターが自己の能力に応じて定型の素材移転契約の条件の効果的な遵守を確保するために適当な措置をとり、及び不遵守の事案を理事会に速やかに通報すること。
- (c) 国際農業研究センターがその保有する生息域外保持収集物であつてこの条約の規定の適用を受けるものに関する政策上の指針を定める理事会の権限を認めること。
- (d) 当該生息域外保持収集物を保全する科学的及び技術的な施設が国際農業研究センターの権限の下に置かれること、並びに国際農業研究センターが国際的に受け入れられた基準（特に、国際連合食糧農業機関の食料及び農業のための遺伝資源に関する委員会が認めるジーンバンクの基準）に従つて当該生息域外保持収集物を管理することを約束すること。
- (e) 国際農業研究センターの要請に応じ、事務局長が適当な技術的な支援を提供するよう努めること。
- (f) 事務局長がいつでも(d)に規定する施設にアクセスし、当該施設においてこの条の規定の対象となる素材の保全及び交換に直接関係して行われる全ての活動を検査する権利を有すること。
- (g) 国際農業研究センターが保有する生息域外保持収集物の秩序ある維持が不可抗力その他の事態によつて妨げられ、又は脅威にさらされる場合には、事務局長が当該国際農業研究センターの所在国の承認を

得て可能な限り当該生息域外保持収集物の避難又は移転を支援すること。

15.2 締約国は、多数国間の制度の下で、国際農業研究協議グループに属する国際農業研究センターであつて

この条約の規定に従つて理事会との取決めに署名したものに対し、附属書Iに掲げる食料及び農業のための植物遺伝資源の容易にされた取得の機会を提供することに合意する。当該国際農業研究センターは、事務局長が保有する一覽表に記載されるものとし、当該一覽表は、要請に基づき締約国に提供される。

15.3 附属書Iに掲げる食料及び農業のための植物遺伝資源以外の食料及び農業のための植物遺伝資源であつ

て、この条約の効力発生後に国際農業研究センターが受領し、かつ、保全するものについては、当該食料及び農業のための植物遺伝資源を受領する国際農業研究センターと当該食料及び農業のための植物遺伝資源の原産国又は生物の多様性に関する条約若しくは他の適用のある法令に従つて当該食料及び農業のための植物遺伝資源を獲得した国との間で相互に合意する条件に合致する条件で、取得の機会が提供される。

15.4 締約国は、理事会との取決めに署名した国際農業研究センターに対し、相互に合意する条件で、附属書

Iに掲げられていない食料及び農業のための植物遺伝資源であつて当該国際農業研究センターのプログラム及び活動にとって重要であるものの取得の機会を提供することが奨励される。

15.5 理事会は、また、関係する他の国際的な組織とこの条に定める目的のための取決めを行うよう努める。

第十六条 植物遺伝資源に関する国際的なネットワーク

16.1 食料及び農業のための植物遺伝資源に関する国際的なネットワークにおける既存の協力関係は、可能な限り全ての食料及び農業のための植物遺伝資源を対象とするため、既存の取決めに基づき、かつ、この条約の規定に適合するように奨励され、又は展開される。

16.2 締約国は、適当な場合には、全ての関係する機関（政府機関、民間の機関、非政府機関、研究機関、育種機関その他の機関を含む。）に対し、食料及び農業のための植物遺伝資源に関する国際的なネットワークに参加するよう奨励する。

第十七条 食料及び農業のための植物遺伝資源に関する世界的な情報システム

17.1 締約国は、食料及び農業のための植物遺伝資源に関する科学上、技術上及び環境上の事項に関する情報の交換が食料及び農業のための植物遺伝資源に関する情報を全ての締約国の利用に供することにより利益の配分に貢献することを期待しつつ、当該情報の交換を促進する世界的な情報システムを既存の情報システムに基づいて開発し、及び強化することに協力する。当該世界的な情報システムの開発に当たっては、

生物の多様性に関する条約の情報の交換の仕組みとの協力を追求する。

17.2 食料及び農業のための植物遺伝資源の効率的な保持を脅かす危険については、締約国による通報に基づき、素材の保護を目的として、早期の警告が行われるべきである。

17.3 締約国は、第十四条に規定する定期的に見直しが行われる世界行動計画の改定を容易にするため、国際連合食糧農業機関の食料及び農業のための遺伝資源に関する委員会が行う世界の食料及び農業のための植物遺伝資源の状況の定期的な再評価において、同委員会と協力する。

第六部 資金に関する規定

第十八条 資金

18.1 締約国は、この条の規定に従い、この条約の実施のための資金供与の戦略を実施することを約束する。

18.2 資金供与の戦略は、この条約に基づく活動を実施するための資金の供与について利用可能性、透明性、効率性及び実効性を高めることを目的とする。

18.3 理事会は、優先的な活動、計画及びプログラム（特に、開発途上国及び移行経済国におけるもの）のための資金を動員するため、世界行動計画を考慮しつつ、当該資金の供与のための目標を定期的に設定す

る。

18.4
18.2 及び 18.3 の規定による資金供与の戦略に従い、

(a) 締約国は、関連する国際的な仕組み、基金及び組織の管理機関において、この条約に基づく計画及びプログラムの実施のための予見可能であり、かつ、合意される資金の効果的な配分に対して妥当な優先順位が与えられ、及び妥当な考慮が払われることを確保するため、必要かつ適当な措置をとる。

(b) 開発途上締約国及び移行経済締約国によるこの条約に基づく約束の効果的な履行の程度は、特に先進締約国によるこの条に規定する資金の効果的な配分に依存する。開発途上締約国及び移行経済締約国は、自国の計画及びプログラムにおいて、食料及び農業のための植物遺伝資源に関する能力の開発に妥当な優先順位を与える。

(c) 先進締約国は、二国間の、地域的な及び多数国間の経路を通じてこの条約の実施のための資金を供与するものとし、開発途上締約国及び移行経済締約国は、これを利用することができる。これらの経路には、19.3 (f) に規定する仕組みが含まれる。

(d) 締約国は、自国の能力及び資金に応じて、食料及び農業のための植物遺伝資源の保全及び持続可能な

利用のための国内の活動を実施し、並びに当該活動のために資金を配分することに合意する。配分された資金は、この条約に適合しない目的で、特に商品の国際取引に関する分野において使用してはならない。

(e) 締約国は、13.2 (d)の規定に基づいて生ずる金銭的な利益が資金供与の戦略の一部であることに合意する。

(f) 締約国、民間部門、非政府機関その他の資金源より、任意の貢献が行われ得る。民間部門による任意の貢献については、第十三条の規定を考慮に入れる。締約国は、理事会がこのような貢献を促進するための戦略の実施方法を検討することに合意する。

18.5 締約国は、食料及び農業のための植物遺伝資源を保全し、及び持続可能な方法で利用する開発途上国（特に後発開発途上国）及び移行経済国の農業者のための合意された計画及びプログラムの実施に対して優先順位が与えられることに合意する。

第七部 制度に関する規定

第十九条 理事会

19.1 全ての締約国で構成するこの条約のための理事会を設置する。

19.2 理事会の全ての決定は、特定の措置に関する決定に至るための他の方法についてコンセンサス方式によつて合意に達しない限り、コンセンサス方式によつて行う。ただし、第二十三条及び第二十四条の規定に関する決定については、常にコンセンサス方式によつて行うことが求められる。

19.3 理事会は、この条約の目的を考慮しつつ、この条約の完全な実施を促進し、及び特に次のことを行うことを任務とする。

- (a) 監視のため政策を指示し、及び政策上の指針を示し、並びにこの条約の実施（特に多数国間の制度の運用）のために必要とされる勧告を採択すること。
- (b) この条約の実施のための計画及びプログラムを採択すること。
- (c) 前条に規定するこの条約の実施のための資金供与の戦略を第一回会合において採択し、定期的に再検討すること。
- (d) この条約の予算を採択すること。
- (e) 必要な補助機関並びにその権限及び構成を検討し、必要な資金が利用可能であることを条件として当

該補助機関を設置し、並びにその権限及び構成を定めること。

(f) 必要に応じ、この条約の実施のために資金を受領し、利用するための適当な仕組み（例えば信託勘定）を設けること。

(g) この条約が対象とする事項（資金供与の戦略への関与を含む。）に関し、他の関連する国際機関及び条約の機関（特に生物の多様性に関する条約の締約国会議を含む。）との協力関係を確立し、及び維持すること。

(h) 第二十三条の規定に従い、必要に応じてこの条約の改正を検討し、採択すること。

(i) 第二十四条の規定に従い、必要に応じてこの条約の附属書の改正を検討し、採択すること。

(j) 特に、第十三条及び前条の規定に関し、任意の貢献を奨励するための戦略の実施方法を検討すること。

(k) この条約の目的を達成するために必要なその他の任務を遂行すること。

(l) 生物の多様性に関する条約の締約国会議並びに他の関連する国際機関及び条約の機関の関連する決定に留意すること。

(m) 適当な場合には、生物の多様性に関する条約の締約国会議並びに他の関連する国際機関及び条約の機関に対し、この条約の実施に関する事項について情報を提供すること。

(n) 第十五条の規定に基づく国際農業研究センター及び他の国際的な組織との取決めの内容を承認し、並びに同条に規定する定型の素材移転契約を見直し、修正すること。

19.4 各締約国は、19.6の規定に従い、一の票を有するものとし、理事会の会合に一人の代表を出すことができる。この代表は、一人の代表代理並びに専門家及び顧問を伴うことができる。代表代理、専門家及び顧問は、理事会の審議に参加することができるが、代表に代わって投票することが正当に認められる場合を除くほか、投票することはできない。

19.5 国際連合、その専門機関及び国際原子力機関並びにこの条約の締約国でない国は、理事会の会合にオブザーバーとして出席することができる。食料及び農業のための植物遺伝資源の保全及び持続可能な利用に関連する分野において認められたその他の団体又は機関（政府又は非政府のものいずれであるかを問わない。）であって、理事会の会合にオブザーバーとして出席することを希望する旨事務局長に通報したものは、当該会合に出席する締約国の三分の一以上が反対しない限り、オブザーバーとして出席することを

認められる。オブザーバーの出席については、理事会が採択する手続規則に従う。

19.6 国際連合食糧農業機関の加盟機関及びその構成国であつて、この条約の締約国であるものは、国際連合食糧農業機関憲章及び国際連合食糧農業機関の一般規則を準用してこの条約の締約国としての権利を行使し、及び義務を履行する。

19.7 理事会は、必要に応じ、その手続規則及び財政規則であつてこの条約に反しないものを採択し、及び改正する。

19.8 理事会のいかなる会合においても、締約国の過半数の代表が出席していなければならない。

19.9 理事会は、少なくとも二年に一回通常会合を開催する。通常会合は、可能な限り、食料及び農業のための遺伝資源に関する委員会の通常会合と連続して開催される。

19.10 理事会の特別会合は、理事会が必要と認めるとき又はいずれかの締約国から書面による要請がある場合において締約国の少なくとも三分の一がその要請を支持するときに開催する。

19.11 理事会は、その手続規則に従い、議長及び副議長（議長団）を選出する。

第二十条 事務局長

- 20.1 理事会の事務局長は、理事会の承認を得て、国際連合食糧農業機関の事務局長によって任命される。理事会の事務局長は、必要な場合には、国際連合食糧農業機関の職員の補佐を受ける。
- 20.2 事務局長は、次の任務を行う。
- (a) 理事会及び補助機関が設置される場合には当該補助機関の会合を準備し、並びに当該会合の運営上の支援を行うこと。
- (b) 理事会がその任務を遂行することを支援すること（理事会がその決定により事務局長に委任する特定の任務を遂行することを含む。）。
- (c) 自己の活動について理事会に報告すること。
- 20.3 事務局長は、全ての締約国及び国際連合食糧農業機関の事務局長に対し、次のことを行う。
- (a) 理事会の決定について、その採択から六十日以内に通報すること。
- (b) この条約の規定に従って締約国から受領した情報を通報すること。
- 20.4 事務局長は、理事会の会合のため、国際連合の六の言語で作成した文書を提供する。
- 20.5 事務局長は、この条約の目的を達成するため、他の機関及び条約の機関（特に生物の多様性に関する条

約の事務局）と協力する。

第二十一条 遵守

理事会は、その第一回会合において、この条約の規定を遵守することを促進し、及び不履行の事案に対処するための協力についての効果的な手続並びにそのための実用的な制度を検討し、及び承認する。これらの手続及び制度には、監視並びに特に開発途上国及び移行経済国に対する助言又は支援（必要とされる場合には、法律上の助言又は支援を含む。）の提供を含める。

第二十二条 紛争の解決

22.1 この条約の解釈又は適用に関して締約国間で紛争が生じた場合には、紛争当事国は、交渉により紛争の解決に努める。

22.2 紛争当事国は、交渉により合意に達することができなかった場合には、第三者によるあっせん又は仲介を共同して求めることができる。

22.3 いずれの締約国も、22.1又は22.2の規定により解決することができなかった紛争について、次の紛争解決手段の一方又は双方を義務的なものとして受け入れることをこの条約の批准、受諾若しくは承認若しくはこ

れへの加入の際に又はその後いつでも、寄託者に対し書面により宣言することができる。

(a) 附属書Ⅱ第一部に規定する手続による仲裁

(b) 国際司法裁判所への紛争の付託

22.4 紛争は、紛争当事国が22.3の規定に従って同一の紛争解決手段を受け入れている場合を除くほか、当該紛争当事国が別段の合意をしない限り、附属書Ⅱ第二部の規定により調停に付する。

第二十三条 条約の改正

23.1 締約国は、この条約の改正を提案することができる。

23.2 この条約の改正は、理事会の会合において採択する。改正案は、その採択が提案される会合の少なくとも六箇月前に事務局長が締約国に通報する。

23.3 この条約の全ての改正は、理事会の会合に出席する締約国によるコンセンサス方式によってのみ決定される。

23.4 理事会が採択した改正は、締約国の三分の二が批准書、受諾書又は承認書を寄託した後九十日目の日に、当該改正を批准し、受諾し、又は承認した締約国の間で効力を生ずる。その後は、当該改正は、他の

締約国が当該改正の批准書、受諾書又は承認書を寄託した後九十日目の日、当該他の締約国について効力を生ずる。

23.5 この条の規定の適用上、国際連合食糧農業機関の加盟機関によって寄託される文書は、当該加盟機関の構成国によって寄託されたものに追加して数えてはならない。

第二十四条 附属書

24.1 この条約の附属書は、この条約の不可分の一部を成すものとし、「この条約」というときは、附属書を含めていうものとする。

24.2 この条約の改正に関する前条の規定は、附属書の改正について準用する。

第二十五条 署名

この条約は、二千一年十一月三日から二千二年十一月四日まで、国際連合食糧農業機関において、国際連合食糧農業機関の全ての加盟国及び当該加盟国でない国であつて国際連合、その専門機関又は国際原子力機関の加盟国であるものによる署名のために開放しておく。

第二十六条 批准、受諾又は承認

この条約は、前条に規定する国際連合食糧農業機関の加盟国及び非加盟国により批准され、受諾され、又は承認されなければならない。批准書、受諾書又は承認書は、寄託者に寄託する。

第二十七条 加入

この条約は、この条約の署名のための期間の終了後は、国際連合食糧農業機関の全ての加盟国及び当該加盟国でない国であつて国際連合、その専門機関又は国際原子力機関の加盟国であるものによる加入のために開放しておく。加入書は、寄託者に寄託する。

第二十八条 効力発生

28. 1 この条約は、二十以上の国際連合食糧農業機関の加盟国により批准書、受諾書、承認書又は加入書が寄託されていることを条件として、四十番目の批准書、受諾書、承認書又は加入書の寄託の後九十日目の日に効力を生ずる。ただし、29. 2の規定に従うことを条件とする。

28. 2 28. 1に規定する四十番目の批准書、受諾書、承認書又は加入書の寄託の後にこの条約を批准し、受諾し、若しくは承認し、又はこれに加入する国際連合食糧農業機関の加盟国及び当該加盟国でない国であつて国際連合、その専門機関又は国際原子力機関の加盟国であるものについては、この条約は、その批准書、受

諾書、承認書又は加入書の寄託の後九十日目の日に効力を生ずる。

第二十九条 国際連合食糧農業機関の加盟機関

29.1 国際連合食糧農業機関の加盟機関がこの条約の批准書、受諾書、承認書又は加入書を寄託する場合に

は、当該加盟機関は、国際連合食糧農業機関憲章第二条5の規定に従って提出したその権限に関する宣言についてこの条約の締結に照らして必要となる変更であつて当該加盟機関の権限の配分に関するものを、同憲章第二条7の規定に従って通報する。この条約のいずれの締約国も、いつでも、この条約の締約国である国際連合食糧農業機関の加盟機関に対して、この条約の対象となる特定の事項の実施に関し、当該加盟機関又はその構成国のうちいずれが責任を有するかについての情報を提供するように要請することができ、当該加盟機関は、合理的な期間内にこの情報を提供する。

29.2 国際連合食糧農業機関の加盟機関によって寄託される批准書、受諾書、承認書、加入書又は脱退を通告する文書は、当該加盟機関の構成国によって寄託されたものに追加して数えてはならない。

第三十条 留保

この条約には、いかなる留保も付することができない。

第三十一条 非締約国

締約国は、国際連合食糧農業機関の加盟国その他の国であつてこの条約の締約国でないものに対し、この条約を締結するよう奨励する。

第三十二条 脱退

32.1 いずれの締約国も、この条約が自国について効力を生じた日から二年を経過した後はいつでも、寄託者に対し、この条約から脱退する旨を書面で通告することができる。寄託者は、その旨を直ちに全ての締約国に通報する。

32.2 脱退は、脱退を通告する文書の受領の日から一年で効力を生ずる。

第三十三条 終了

33.1 この条約は、脱退の結果として締約国の数が四十未満となる場合には、残余の締約国が全会一致で別段の決定を行う場合を除くほか、その時に自動的に終了する。

33.2 寄託者は、締約国の数が四十になった場合には、全ての残余の締約国に通報する。

33.3 この条約を終了する場合には、資産の処分については、理事会が採択する財政規則により規律される。

第三十四条 寄託者

この条約の寄託者は、国際連合食糧農業機関の事務局長とする。

第三十五条 正文

この条約は、アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語をひとしく正文とする。

附属書 I 多数国間の制度の対象とされる作物の一覧表

食用作物 作物名	属名	備考
<p>ぱんのき(種なし) アスパラガス えん麦 ビート あぶらな類</p>	<p>アルトカルプス属 アスパラガス属 アウエナ属 ベタ属 ブラッシカ属等</p>	<p>ぱんのき(種なし)のみ</p> <p>ブラッシカ属、アルモラキア属、バルバレア属、カメリナ属、クランベ属、デイプロタクシス属、エルカ属、イサテイス属、レピディウム属、ラファノブラッシカ属、ラファヌス属、ロリツパ属及びシナピス属をいう。採油用種子作物及び野菜(例えば、キャベツ、菜種、マスタード、クレス、ルッコラ、大根及びかぶ)を含む。ただし、レピディウム・メイエニー(マカ)を除く。</p> <p>台木として使用されるポンキルス属及びフオーチュネラ属を含む。</p> <p>タロ芋、ココヤム、ダシーン及びタニアを含む。</p>
<p>き豆 ひよこ豆 かんきつ類 ココやし サトイモ科に属する主要な作物</p>	<p>カヤヌス属 キケル属 キトルス属 ココス属 コロカシア属、クサ</p>	

にんじん
ヤム
しこくびえ
いちご
ひまわり
大麦（裸麦を含む。）
かんしょ
ガラス豆
ひら豆
りんご
カツサバ芋
バナナ（プランテインを含む。）
稲
とうじんびえ
いんげん豆
えんどう
ライ麦
ばれいしょ
なす

ントソマ属
ダウクス属
ディオスコレア属
エレウシネ属
フラガリア属
ヘリアンツス属
ホルデウム属
イポメア属
ラティルス属
レンス属
マルス属
マニホット属
ムサ属
オリザ属
ペンニセツム属
ファセオルス属
ピスム属
セカレ属
ソラヌム属
ソラヌム属

マニホット・エスクレンタのみ
ムサ・テクステイリスを除く。
ファセオルス・ポリアンツスを除く。
ツベロサ節をいい、ソラヌム・フレヤを除く。
メロンゲナ節をいう。

ソルガム ライ小麦 小麦 そら豆（ベツチを含む。） ささげ類 とうもろこし	ソルグム属 トリテイクセカレ属 トリテイクム属等 ウイキア属 ヴィグナ属 ゼア属	アグロピロン属、エリムス属及びセカレ属を含む。 ゼア・ペレンニス、ゼア・デイプロペレンニス及びゼア・ルクスリア ンスを除く。
--	---	--

飼料用作物

マメ科の飼料用作物

アストラガルス・キネンシス、アストラガルス・キケル、アストラガルス・アレナリウス
カナヴァリア・エンシフォルミス
コロニラ・ウアリア
ヘデイサルム・コロナリウム
ラティルス・キケラ、ラティルス・キリオラツス、ラティルス・ヒルスツス、ラティルス・オクルス、ラティルス・オドラツ
ス、ラティルス・サティウス
レスペデザ・クネアタ、レスペデザ・ストリアタ、レスペデザ・ステイプラケア
ロツス・コルニクラツス、ロツス・スツビフロルス、ロツス・ウリギノスス
ルピヌス・アルブス、ルピヌス・アングステイフォリウス、ルピヌス・ルテウス

メデイカゴ・アルボレア、メデイカゴ・ファルカタ、メデイカゴ・サテイウア、メデイカゴ・スクテラタ、メデイカゴ・リギドウラ、メデイカゴ・トルンカツラ
メリロツス・アルブス、メリロツス・オツフィキナリス
オノブリキス・ウイキーフオリア
オルニトプス・サテイウス
プロソピス・アツフィニス、プロソピス・アルバ、プロソピス・チレンシス、プロソピス・ニグラ、プロソピス・パリダ
プエラリア・ファセオロイデス
トリフオリウム・アレクサンドリヌム、トリフオリウム・アルペストレ、トリフオリウム・アンビグム、トリフオリウム・アングステイフオリウム、トリフオリウム・アルウエンセ、トリフオリウム・アグロキケルム、トリフオリウム・ヒブリドウム、トリフオリウム・インカルナツム、トリフオリウム・プラテンセ、トリフオリウム・レペンス、トリフオリウム・レスピナツム、トリフオリウム・ルエツペリアヌム、トリフオリウム・セミピロスム、トリフオリウム・スブテラネウム、トリフオリウム・ウエシクロスム

イネ科の飼料用作物

アンドロポゴン・ガイアヌス
アグロピロン・クリスタツム、アグロピロン・デセルトルム
アグロステイス・ストロニフェラ、アグロステイス・テヌイス
アロペクルス・プラテンシス
アレナテルム・エラテイウス
ダクテイリス・グロメラタ
フェスツカ・アルンディナケア、フェスツカ・ギガンテア、フェスツカ・ヘテロフィラ、フェスツカ・オウイナ、フェスツカ・

プラテンシス、フェスツカ・ルブラ

ロリウム・ヒブリドウム、ロリウム・ムルティフロルム、ロリウム・ペレンネ、ロリウム・リギドウム、ロリウム・テムレンツム

ファラリス・アクアテイカ、ファラリス・アルンディナケア

フレウム・プラテンセ

ポア・アルピナ、ポア・アンヌア、ポア・プラテンシス

トリプサクム・ラクスム

その他の飼料用作物

アトリプレクス・ハリムス、アトリプレクス・ヌンムラリア

サルソラ・ウエルミクラタ

附属書II

第一部 仲裁

第一条

申立国である締約国は、紛争当事国がこの条約第二十二条の規定に従って紛争を仲裁に付する旨を事務局長に通告する。通告には、仲裁の対象である事項を明示するものとし、特に、その解釈又は適用が問題となっているこの条約の条文を含む。仲裁の対象である事項について、仲裁裁判所の裁判長が指名される前に紛争当事国が合意しない場合には、仲裁裁判所がこれを決定する。事務局長は、受領した情報をこの条約の全ての締約国に送付する。

第二条

1 二の紛争当事国間の紛争については、仲裁裁判所は、三人の仲裁人で構成する。各紛争当事国は、各一人の仲裁人を任命し、このようにして任命された二人の仲裁人は、合意により第三の仲裁人を指名し、第三の仲裁人は、当該仲裁裁判所の裁判長となる。裁判長は、いずれかの紛争当事国の国民であつてはなら

ず、いずれかの紛争当事国の領域に日常の住居を有してはならず、いずれの紛争当事国によっても雇用されてはならず、及び仲裁に付された紛争を仲裁人以外のいかなる資格においても取り扱ったことがあってはならない。

2 二を超える紛争当事国間の紛争については、同一の利害関係を有する紛争当事国は、合意により共同で一人の仲裁人を任命する。

3 仲裁人が欠けたときは、当該仲裁人の任命の場合と同様の方法によって空席を補充する。

第三条

1 第二の仲裁人の任命から二箇月以内に仲裁裁判所の裁判長が指名されなかった場合には、国際連合食糧農業機関の事務局長は、いずれかの紛争当事国の要請に応じ、引き続き二箇月の期間内に裁判長を指名する。

2 いずれかの紛争当事国が要請の受領から二箇月以内に仲裁人を任命しない場合には、他方の紛争当事国は、国際連合食糧農業機関の事務局長にその旨を通報し、同事務局長は、引き続き二箇月の期間内に仲裁人を指名する。

第四条

仲裁裁判所は、この条約及び国際法の規定に従い、その決定を行う。

第五条

紛争当事国が別段の合意をしない限り、仲裁裁判所は、その手続規則を定める。

第六条

仲裁裁判所は、いずれかの紛争当事国の要請に応じ、不可欠の暫定的保全措置を勧告することができる。

第七条

紛争当事国は、仲裁裁判所の運営に便宜を与えるものとし、全ての可能な手段を利用して、特に、次のことを行う。

- (a) 全ての関係のある文書、情報及び便益を仲裁裁判所に提供すること。
- (b) 必要に応じ、仲裁裁判所が証人又は専門家を招致し、及びこれらの者から証拠を入手することができるようにすること。

第八条

紛争当事国及び仲裁人は、仲裁手続期間中に秘密のものとして入手した情報の秘密性を保護する義務を負う。

第九条

仲裁に付された紛争の特別の事情により仲裁裁判所が別段の決定を行う場合を除くほか、仲裁裁判所の費用は、紛争当事国が均等に負担する。仲裁裁判所は、全ての費用に関する記録を保持するものとし、紛争当事国に対して最終的な費用の明細書を提出する。

第十条

いずれの締約国も、紛争の対象である事項につき仲裁の決定により影響を受けるおそれのある法律上の利害関係を有する場合には、仲裁裁判所の同意を得て仲裁手続に参加することができる。

第十一条

仲裁裁判所は、紛争の対象である事項から直接に生ずる反対請求について聴取し、及び決定することができる。

第十二条

手続及び実体に関する仲裁裁判所の決定は、いずれもその仲裁人の過半数による議決で行う。

第十三条

いずれかの紛争当事国が仲裁裁判所に出廷せず、又は自国の立場を弁護しない場合には、他の紛争当事国は、仲裁裁判所に対し、仲裁手続を継続し、及び仲裁判断を行うよう要請することができる。いずれかの紛争当事国が欠席し、又は弁護を行わないことは、仲裁手続を妨げるものではない。仲裁裁判所は、最終決定を行うに先立ち、申立てが事実及び法において十分な根拠を有することを確認しなければならない。

第十四条

仲裁裁判所は、完全に設置された日から五箇月以内にその最終決定を行う。ただし、必要と認める場合には、五箇月を超えない期間その期限を延長することができる。

第十五条

仲裁裁判所の最終決定は、紛争の対象である事項に限定される。最終決定には、その理由を明示するものとし、参加した仲裁人の氏名及び当該最終決定の日付を付する。いずれの仲裁人も、別個の意見又は反対意見を最終決定に付することができる。

第十六条

仲裁判断は、紛争当事国を拘束する。仲裁判断は、紛争当事国が上訴の手續について事前に合意する場合を除くほか、上訴を許さない。

第十七条

最終決定の解釈又は履行の方法に関し紛争当事国間で生ずる紛争については、いずれの紛争当事国も、当該最終決定を行った仲裁裁判所に対し、その決定を求めるため付託することができる。

第二部 調停

第一条

いずれかの紛争当事国の要請があつたときは、調停委員会が設置される。調停委員会は、紛争当事国が別段の合意をしない限り、五人の委員で構成する。各紛争当事国は、それぞれ二人の委員を任命し、これらの委員は、共同で委員長を選任する。

第二条

二を超える紛争当事国間の紛争については、同一の利害関係を有する紛争当事国は、合意により共同で調

停停委員会の委員を任命する。二以上の紛争当事国が別個の利害関係を有する場合又は同一の利害関係を有するか否かについて意見の相違がある場合には、これらの紛争当事国は、別個に委員を任命する。

第三条

調停委員会の設置の要請が行われた日から二箇月以内に紛争当事国によるいずれかの任命が行われない場合において、当該要請を行った紛争当事国の求めがあるときは、国際連合食糧農業機関の事務局長は、引き続き二箇月の期間内に当該任命を行う。

第四条

調停委員会の最後の委員が任命された時から二箇月以内に当該調停委員会の委員長が選任されなかった場合において、いずれかの紛争当事国の求めがあるときは、国際連合食糧農業機関の事務局長は、引き続き二箇月の期間内に委員長を指名する。

第五条

調停委員会は、委員の過半数による議決で決定を行う。紛争当事国が別段の合意をしない限り、調停委員会は、その手続を定める。調停委員会は、紛争の解決のための提案を行い、紛争当事国は、この提案を誠実

に検討する。

第六条

調停委員会が権限を有するか否かに関する意見の相違については、当該調停委員会が裁定する。